

平成31年3月亀山市議会定例会提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号	亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源 を守り継ぐ条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第2号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議案第3号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5
議案第4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
議案第5号	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関 する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 7
議案第6号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・ 1 1
議案第7号	亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 1 2
議案第8号	鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例・・ 1 4
議案第9号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

議案第10号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第11号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	19
議案第12号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第13号	亀山市総合環境センター条例の一部を改正する条例	24
議案第14号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	25
議案第15号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例	26
議案第16号	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	27

件名	亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例	生活文化環境課
----	------------------------------	---------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市は、鈴鹿山脈や布引山地を源とした鈴鹿川及び中ノ川を有し、その源流域は、豊かな森林に覆われ、多様な生物を育む生態系を支えています。

鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であると言われ、かつては鈴鹿山と呼ばれた山々から流れ出た水は、古くは万葉集にも詠まれた鈴鹿川となり、布引山地を源とする水系と合流して広範な鈴鹿川水系を形成し、その流域には、豊かな水の恩恵により貴重な歴史文化が築かれてきました。

また、鈴鹿川等源流域は、水源のかん養、土砂流出の防止等の市民の暮らしを支える公益的機能も有していることから、本市は、これらの源流域について、鉱区禁止地域の指定を受けるなど、公益的機能を確保する取組みを行ってきました。

しかし、近年、鈴鹿川等源流域に位置する集落では、過疎化や少子高齢化が進展し、そこに暮らす人々だけでは、これらの源流域の自然環境と歴史的資源を守っていくことが難しくなっています。

このため、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、この条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) この条例の制定の背景と鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り、次世代に継承していく必要性を明らかにします。 <前文関係>

(2) 亀山市環境基本条例（平成17年亀山市条例第104号）の基本理念のっとり、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源の保全及び活用（以下「源流域の保全等」といいます。）に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源を守り、継承することを目的とします。 <第1条関係>

(3) この条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係>

(4) 市の責務について定めます。 <第3条関係>

(5) 市民の役割について定めます。 <第4条関係>

(6) 事業者の役割について定めます。 <第5条関係>

(7) 市は、鈴鹿川等源流域における生物の多様性を確保し、その恵沢を将来にわたって享受するため必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

<第6条関係>

(8) 市は、鈴鹿川等源流域において、公益的機能を持続的に発揮させるために行う、森林の区分に応じた森林及び地域の特性に応じた農地の保全及び活用を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

<第7条関係>

(9) 市は、鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を図るため、大規模に森林を伐採し、及び土地を改変する行為（森林施業のための行為を除く。）に対し必要な措置を講ずるものとします。 <第8条関係>

(10) 市は、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずるものとします。 <第9条関係>

(11) 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体（以下「市民等」といいます。）並びに有識者と相互に連携し、又は協力して源流域の保全等に関する施策を推進するものとします。 <第10条関係>

(12) 市は、市民等が自発的に行う源流域の保全等に関する活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとします。

<第11条関係>

(13) 市は、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源を大切にする心の醸成を図るため、市民がその自然環境等と触れ合う機会を創出するよう努めるものとします。 <第12条関係>

(14) 市は、源流域の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。 <第13条関係>

(15) 市は、源流域の保全等のため必要があるときは、国及び他の地方公共団体に対し、必要な協力を要請するものとします。 <第14条関係>

(16) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

< 第15条関係 >

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) この条例の施行の日の前日までに現に着手している事業の実施に伴って行われる森林を伐採する行為や土地を改変する行為については、この条例に規定する大規模な森林の伐採等の行為に対する措置を適用しないとする経過措置を設けます。

件名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が改正され、国家公務員に対する超過勤務命令の上限設定等に係る規定が改正されたことから、市職員に対する規定についてこれに準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>職員の正規の勤務時間以外の時間において、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる勤務に関し必要な事項を規則で定めることとします。 <第8条関係></p> <p><参考></p> <p>職員の正規の勤務時間以外の時間において、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる勤務に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 時間外勤務命令の上限時間（1箇月45時間、1年360時間） ② 上限時間の適用除外（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものに従事する職員に対し、上限時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合は、上限時間は適用しないこと。） ③ 上限時間を超える時間外勤務命令の要因の整理等（②により時間外勤務を命じた場合には、年1回、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。） <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 教育総務課
----	-------------------------------------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、市の学校薬剤師の報酬については、2校以上を兼務している場合、本務校と兼務校において報酬の額に差がありますが、学校薬剤師の職務内容については、本務校と兼務校において違いはないことから、県内他市の状況等を考慮し、適正な報酬の額とするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

本務校と兼務校における報酬の額の差を無くすため、2校以上を兼務している場合に1校加えるごとに加えることとしている加給額の規定を削除することとします。 <別表関係>

(参考例) 2校を兼務する学校薬剤師の報酬の額 (年額)

	1校目	2校目	合計
改正前	(基本額) 154,000円	(加給額) 63,000円	217,000円
改正後	154,000円	154,000円	308,000円

※改正後の報酬の額は、2校目以後も1校目と同額となります。

3 その他

施行日は、平成31年4月1日とします。

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

文化財保護事業に関連する職員の不祥事に鑑み、平成31年4月1日から同年5月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における市長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

特例期間に支給する市長の給料月額は、本条例附則第9項に規定する給料月額から本条例第2条第1項第1号に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とします。 <附則第12項関係>

改正前の給料月額 (条例附則第9項に規定する給料月額)	改正前の給料月額から減ずる額 (条例第2条第1項第1号に規定する給料月額×10%)	特例期間の給料月額
945,250円	99,500円	845,750円

3 その他

施行日は、平成31年4月1日とします。

件名	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例	総合政策部 財務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられます。</p> <p>このことから、消費税の課税対象となる公共サービス等の使用料等について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となるため、関係する26の条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>消費税率の引上げに伴い見直しが必要となる市の施設の使用料等の額について、消費税率の引上げに応じた額に改めます。</p> <p>※ 改正後の使用料等の額は、原則「現行の料金の額÷1.08×1.10」で算出しています（10円未満の端数切捨て。ただし、水道料金、公共下水道の使用料等、企業会計及び特別会計として処理しているものの端数処理は、各会計上の取扱いによります。）。</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成17年亀山市条例第56号）の一部を改正し、行政財産の目的外使用に係る使用料に乘じる率を改めます。 <別表関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）の一部を改正し、企画展示室等の使用料の額を改めます。 <別表第2関係></p> <p>《第3条による改正》</p> <p>関まちなみ文化センター条例（平成17年亀山市条例第71号）の一部を改正し、集会室及び展示室において冷暖房を使用する場合に使用料に加算する額及び貸店舗の使用料の額を改めます。 <別表関係></p>		

《第4条による改正》

閑宿散策拠点施設条例（平成17年亀山市条例第72号）の一部を改正し、研修室の使用料の額を改めます。 <別表関係>

《第5条による改正》

鈴鹿峠自然の家条例（平成17年亀山市条例第73号）の一部を改正し、宿泊室等の使用料の額を改めます。 <別表関係>

《第6条による改正》

亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）の一部を改正し、西野公園体育館施設等の利用料金の額を改めます。

<別表第2から別表第10まで関係>

《第7条による改正》

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例（平成17年亀山市条例第77号）の一部を改正し、グラウンド施設の利用料金の額を改めます。

<別表関係>

《第8条による改正》

亀山市関B&G海洋センター条例（平成17年亀山市条例第78号）の一部を改正し、体育館等の利用料金の額を改めます。 <別表関係>

《第9条による改正》

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）の一部を改正し、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額を改めます。 <別表第2及び別表第3関係>

※ 改正後の産業廃棄物の処理に要する費用の額については、「ランニングコスト（サービス原価）×1.10」で算出しています（10円未満の端数切捨て）。

《第10条による改正》

亀山市文化会館条例（平成17年亀山市条例第113号）の一部を改正し、ホール等の利用料金の額を改めます。 <別表関係>

《第11条による改正》

亀山市関文化交流センター条例（平成17年亀山市条例第114号）の一部を改正し、多目的ホール等の使用料の額を改めます。 <別表関係>

《第 12 条による改正》

亀山市中央コミュニティセンター条例（平成 17 年亀山市条例第 115 号）の一部を改正し、施設等の利用料金の額を改めます。

＜別表第 1 及び別表第 2 関係＞

《第 13 条による改正》

亀山市地区コミュニティセンター条例（平成 17 年亀山市条例第 116 号）の一部を改正し、集会室等の使用料の額を改めます。 <第 12 条関係>

《第 14 条による改正》

鈴鹿馬子唄会館条例（平成 17 年亀山市条例第 117 号）の一部を改正し、ホール等の使用料の額を改めます。 <別表関係>

《第 15 条による改正》

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例（平成 17 年亀山市条例第 118 号）の一部を改正し、イベントホール等の使用料の額を改めます。

＜別表関係＞

《第 16 条による改正》

亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成 17 年亀山市条例第 120 号）の一部を改正し、バンガロー施設等の利用料金の額を改めます。 <別表関係>

《第 17 条による改正》

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年亀山市条例第 124 号）の一部を改正し、農業集落排水処理施設の使用料の額を改めます。

＜別表第 2 関係＞

《第 18 条による改正》

亀山市林業総合センター条例（平成 17 年亀山市条例第 126 号）の一部を改正し、大研修室等の使用料の額を改めます。 <別表関係>

《第 19 条による改正》

亀山市都市公園条例（平成 17 年亀山市条例第 130 号）の一部を改正し、都市公園内において行為をする場合の使用料の額を改めます。

＜別表第 2 関係＞

《第 20 条による改正》

亀山市公共下水道条例（平成 17 年亀山市条例第 131 号）の一部を改正

し、公共下水道の使用料の額を改めます。 <別表第3関係>

≪第21条による改正≫

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を改正し、道路占用料に乘じる率を改めます。 <第2条関係>

≪第22条による改正≫

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を改正し、水道料金及び給水加入金の額を改めます。

<別表第1、別表第2及び別表第4関係>

≪第23条による改正≫

亀山市工業用水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第140号）の一部を改正し、工業用水の料金の額を改めます。 <第25条関係>

≪第24条による改正≫

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例（平成17年亀山市条例第142号）の一部を改正し、個室等の使用料及び診断書等に係る手数料の額を改めます。 <別表関係>

≪第25条による改正≫

亀山市勤労文化会館条例（平成18年亀山市条例第46号）の一部を改正し、大会議室等の利用料金の額を改めます。 <別表関係>

≪第26条による改正≫

亀山市斎場条例（平成20年亀山市条例第41号）の一部を改正し、葬儀場等の使用料の額を改めます。 <別表関係>

3 その他

- (1) 施行日は、平成31年10月1日とします。
- (2) 使用日又は利用日の前に納付する使用料等について、改正後の各条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料等について適用とする経過措置を設けます。
- (3) 施行日前から継続して公共下水道及び水道を使用している場合の平成31年10月分の公共下水道の使用料及び水道料金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市基金条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用全額を県が保険給付費等交付金として市に支払うことになりました。これにより、市は保険給付費等の増加のリスクを負う必要がなくなりましたが、今後も国民健康保険事業の健全な財政運営には基金が必要であるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>基金の名称を「国民健康保険給付費等支払準備基金」から「国民健康保険事業運営基金」に改めます。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年4月1日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>平成31年度において、基金を積み立てるため、1千万円の予算措置を講じます。</p>		

件名	亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する条例	生活文化部 文化スポーツ課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>関宿に伝わる関の山車と祭りの保存と継承を行うとともに、関の山車と祭りを広く全国に紹介し、関宿の新たな魅力づくりに寄与するため、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館（以下「資料館」といいます。）として、新たに関の山車会館を整備し、平成31年7月1日に開館するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>(1) 資料館に関の山車会館を加えることとします。 <第2条関係></p> <p>(2) 資料館で行う事業に、山車に関する資料の展示に関すること及び山車に関する交流の場としての活用に関することを加えることとします。 <第3条関係></p> <p>(3) 関の山車会館の離れ及び集会室の開館時間以外の時間における使用（以下「時間外使用」といいます。）について定めます。 <新第5条関係></p> <p>(4) 時間外使用の制限について定めます。 <新第6条関係></p> <p>(5) 目的外使用等の禁止について定めます。 <新第7条関係></p> <p>(6) 時間外使用の許可の取消し等について定めます。 <新第8条関係></p> <p>(7) 関の山車会館に入館する場合及び関の山車会館を含む全ての資料館に入館する場合の入館料並びに時間外使用における使用料（以下「使用料」といいます。）の額を定めます。また、使用者は、使用料を前納しなければならないこととします。 <第5条、別表、新別表第1及び新別表第2関係></p>		

(8) 使用料の免除について定めます。 <第6条関係>

(9) 既納の使用料の還付について定めます。 <第7条関係>

(10) 時間外使用に関し特別の設備をするときなどには、市長の許可を受けなければならないこととします。 <新第13条関係>

(11) 時間外使用が終了したときなどには、直ちに原状に回復しなければならないこととします。 <新第14条関係>

(12) 本条例の改正に伴う規定の整理を行います。 <第8条関係>

《第2条による改正》

使用料の額について、消費税率の引上げに応じた額に改めます。

<別表第2関係>

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、平成31年7月1日とします。

《第2条関係》

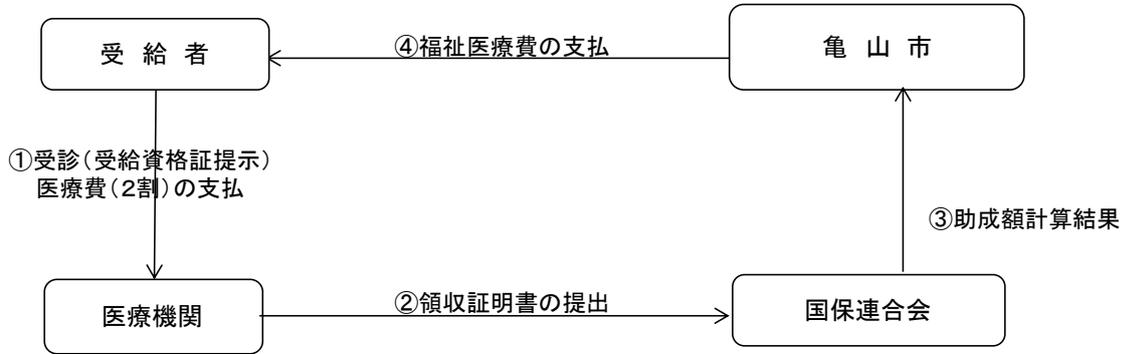
施行日は、平成31年10月1日とし、同日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用することとします。

件名	鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 生涯学習課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>鈴鹿峠自然の家のプールは、平成8年度に整備されましたが、現在、水源に利用していた湧き水の水量が減少し、他に水源の確保も困難であるとともに、設備の老朽化に伴う改修に多額の費用が見込まれることから、同設備を廃止するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、鈴鹿峠自然の家において貸出しを行っているテントについては、現在、需要がなく、保有しているテントの劣化も進んでいることから、テントの貸出しを廃止するため、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>鈴鹿峠自然の家のプールの使用料及びテント（6人用）の使用料に関する規定を削除することとします。 <別表関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

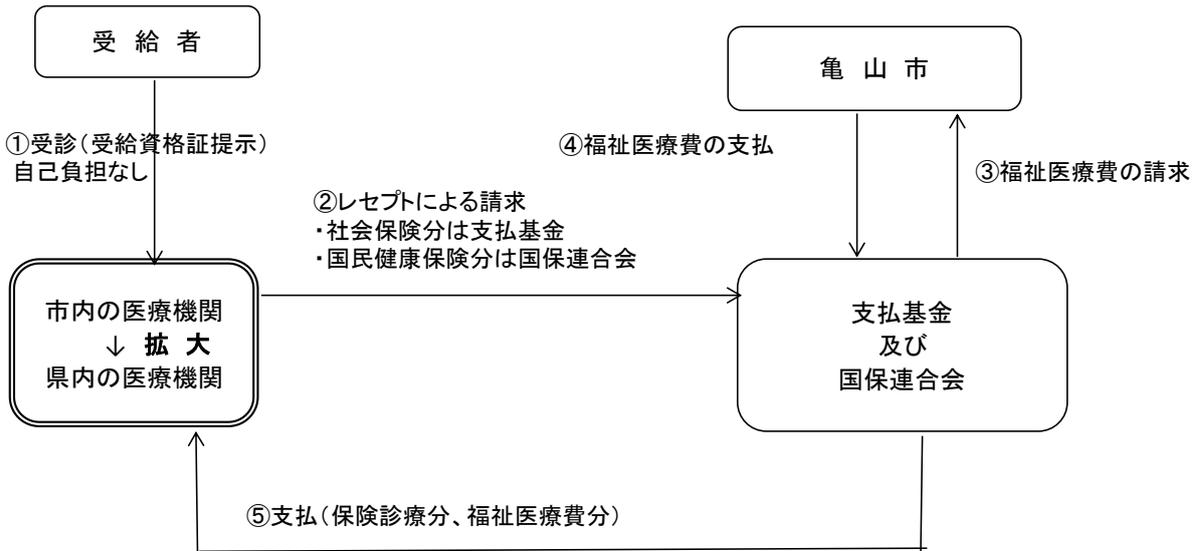
件名	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子どもの福祉医療費助成事業については、義務教育修了までの児童の福祉の増進を図るため、小学校卒業までを助成対象とする県制度の医療費助成に加え、市独自の制度として中学生を対象に医療費助成を実施しています。</p> <p>さらに、平成30年9月1日から未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口での負担をなくす窓口無料化（現物給付）を実施しています。</p> <p>こうした中で、県制度において未就学児童の窓口無料化が導入され、県内市町の多くが、平成31年9月1日から未就学児童が県内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口無料化を実施するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市内の保険医療機関で実施している未就学児の窓口無料化について、県内の保険医療機関まで拡大し、実施することとします。 <第9条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年9月1日とし、同日以後に受けた医療について適用することとします。</p>		

(参考)

A)従来 방식(償還払い)



B)窓口無料化の方式(現物給付)



件名	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉課
----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、平成31年4月1日から市が貸し付ける災害援護資金の貸付利率について、年3%以内で条例で定める率とされることから、所要の改正を行うものです。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）により災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「施行令」といいます。）が改正され、平成31年4月1日から災害援護資金の貸付けに関する規定が改められることから、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができることとします。また、災害援護資金の貸付けにおける据置期間経過後について、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合はその利率を年1.5%に改めることとします。

＜第14条関係＞

＜災害援護資金の貸付けにおける利子の有無及びその利率＞

	据置期間	据置期間経過後
保証人を立てる場合	無	無
保証人を立てない場合	無	有（年1.5%）

※延滞の場合は除く。

※ 改正前の災害援護資金の貸付けについては、保証人を必ず立てる必要があり、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3%としています。

- (2) これまで年賦償還又は半年賦償還としていた災害援護資金の償還について、月賦償還を加えることとします。また、施行令から保証人に関する規定が削除されたことに伴う規定の整理を行います。 ＜第15条関係＞

3 その他

施行日は、平成31年4月1日とし、同日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用することとします。

(参考)

1 災害援護資金の貸付けにおける利子について

災害援護資金の貸付けにおける利子の有無及びその利率については、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率（保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセント）や、他の福祉制度における貸付金の利率（生活福祉資金の保証人を立てない場合の年1.5パーセント）を参考としています。

また、施行令において、据置期間中は無利子とされています。

2 災害援護資金の貸付けにおける償還期間及び据置期間について

施行令において、市町村が貸し付ける災害援護資金の償還期間は10年とされ、据置期間は、そのうち3年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5年）とされています。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

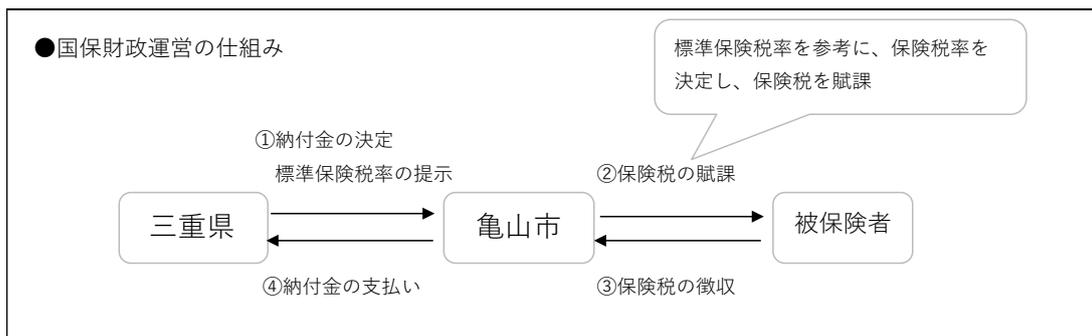
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民皆保険の下支えする役割を果たす国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度とすることを目指すこととなりました。

新しい制度では、都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」といいます。）を決定し、標準的な住民負担として標準保険税率を提示し、市町村は、標準保険税率を参考に、保険税率を定め、賦課・徴収することになります。

今般、平成31年度の納付金の額及び標準保険税率が三重県から提示されましたが、現行の保険税率に基づく試算では財源不足が生じ、三重県に納付金が納付できなくなることが見込まれます。また、平成29年度から2年連続で一般会計からの法定外繰入を必要とする厳しい財政状況の中、一般会計からの法定外繰入を解消し、国民健康保険財政の健全化を図るため、標準保険税率を参考に税率の改正を行うことから、所要の改正を行うものです。

また、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）により地方税法施行令が改正され、平成30年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、併せて所要の改正を行うものです。

（参考）



2 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税額について、資産割額を廃止し、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とします。

また、基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に改めます。

<第2条関係>

(2) 基礎課税額（医療分）の税率を改めます。

<第3条から第6条まで関係>

区 分	改正前	改正後
所得割額	5.8%	6.5%
資産割額	15%	廃止
被保険者均等割額	2万7,600円	2万9,400円
世帯別平等割額	2万1,600円	据置き

(3) 後期高齢者支援金等課税額の税率を改めます。

<第7条から第10条まで関係>

区 分	改正前	改正後
所得割額	1.6%	2.2%
資産割額	5%	廃止
被保険者均等割額	7,800円	1万800円
世帯別平等割額	6,000円	7,200円

(4) 介護納付金課税額の税率を改めます。

<第11条から第14条まで関係>

区 分	改正前	改正後
所得割額	1.2%	1.7%
資産割額	3%	廃止
被保険者均等割額	7,200円	1万200円
世帯別平等割額	4,200円	4,800円

(5) 国民健康保険税の税率の改正に伴い、所得により減額される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額を改めます。 <第26条関係>

① 7割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	19,320円	20,580円
世帯別平等割額	15,120円	据置き

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,460円	7,560円
世帯別平等割額	4,200円	5,040円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,040円	7,140円
世帯別平等割額	2,940円	3,360円

② 5割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	13,800円	14,700円
世帯別平等割額	10,800円	据置き

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	3,900円	5,400円
世帯別平等割額	3,000円	3,600円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	3,600円	5,100円
世帯別平等割額	2,100円	2,400円

③ 2割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,520円	5,880円
世帯別平等割額	4,320円	据置き

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	1,560円	2,160円
世帯別平等割額	1,200円	1,440円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	1,440円	2,040円
世帯別平等割額	840円	960円

3 その他

施行日は、平成31年4月1日とし、平成31年度以後の国民健康保険税について適用することとします。

件名	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	生活文化部 環境課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第27号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）が改正され、平成31年4月1日から一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正された規則で定める基準を参酌し、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格に次の者を加えることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第23条関係＞</p> <p>（1）学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目の前期課程を修了した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（2）学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目の前期課程を修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市総合環境センター条例の一部を改正する条例	生活文化部 環境課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市刈り草コンポスト化センター（以下「コンポスト化センター」といいます。）は、亀山市総合環境センターの分館として平成18年度から稼働し、主に公共施設（道路及び河川）の維持管理等によって発生した刈り草を破砕し、及び発酵させて堆肥化することにより、廃棄物の有効活用及び環境負荷の低減を図ってきました。</p> <p>こうした中、コンポスト化センターの運営手法を検討したところ、民間への運営移譲が最も効率的で効果的な手法であることから、平成31年4月1日から運営を民間事業者に移譲するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>コンポスト化センターに関する規定を削除することとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昭和36年度建設の野村住宅、昭和25年度建設の若草住宅及び城山住宅並びに昭和39年度建設の新所住宅については、耐用年数が経過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っています。

こうした中、これらの住宅のうち、既に入居者が退去した住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

昭和36年度建設の野村住宅及び昭和39年度建設の新所住宅について用途を廃止するため、これらの住宅の名称、位置等を定める規定を削除することとします。また、昭和25年度建設の若草住宅及び城山住宅について、入居者が退去した7戸の用途を廃止するため、これらの住宅の戸数を次のように改めることとします。 <別表第1及び別表第3関係>

<全てを廃止する住宅>

建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和36年度	野村住宅	野村三丁目13番3号及び14番13号	木造平家	2
昭和39年度	新所住宅	関町新所1598番地2	木造平家	3

<一部を廃止する住宅>

建設年度	名称	位置	構造	戸数	
				改正前	改正後
昭和25年度	若草住宅	関町新所1841番地、1842番地、1843番地1、1846番地及び1840番地	木造平家	<u>9</u>	<u>6</u>
昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び1394番地3	木造平家	<u>12</u>	<u>8</u>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による技術士法施行規則の改正により、上下水道部門の選択科目が見直され、平成31年4月1日から水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市の水道の布設工事監督者の資格のうち、技術士試験の二次試験の上下水道部門に合格した者について、選択科目から水道環境を削除することとします。 <第3条関係></p> <p>※ 水道の布設工事監督者とは、水道法（昭和32年法律第177号）第12条の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいいます。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成31年4月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前に行われた技術士試験の上下水道部門に係る二次試験に合格した者について、選択科目として水道環境を選択したものは、上水道及び工業用水道を選択したものとみなす経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため、政令指定都市の消防本部が中心となって重大な消防法令の規定に違反する防火対象物を公表する制度（以下「公表制度」といいます。）の実施を進めています。</p> <p>こうした中、県内では、既に四日市市消防本部等が公表制度を実施しており、三重県消防予防担当課長会議において、平成32年4月1日から残る全ての消防本部についても公表制度を実施する方針となったことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとします。また、公表するときは、当該防火対象者の関係者にその旨を通知するものとし、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜新第69条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成32年4月1日とします。</p>		